

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択 に資する情報（令和4年度）

1. 採用した職員に占める女性職員の割合（％）

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（以下、「女性活躍推進内閣府令」とする。）第6条第1項第1号イ関係）

職員のまとまり	数値
行政職	73.9%

2. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

（女性活躍推進内閣府令第6条第1項第1号ニ関係）

管理職の女性の割合
25.0%

3. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

（女性活躍推進内閣府令第6条第1項第1号ホ関係）

各役職段階の職員の女性割合（％）			
係長相当職	課長相当職	次長相当職	部長相当職
32.2%	24.2%	35.7%	18.2%

4. 職員の給与の男女の差異

（女性活躍推進内閣府令第6条第1項第1号ト関係）

※職員の給与の男女差異については下記のページで公表しております。

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/somu/5/1/2/2/13397.html>

5. 職員の年次休暇等の取得日数の状況

（女性活躍推進内閣府令第6条第1項第2号へ関係）

年次湯汲休暇の平均取得日数
平均14.3日